

令和 8 年度第 3 回
札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会

議 事 録

日 時：2026 年 8 月 12 日（水）午後 1 時 30 分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18 階 第 3 常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（布施事業計画担当係長） 皆様、お疲れさまです。

開会に先立ちまして、委員の皆様にご挨拶いたします。

本日は、オンラインでご出席いただいている方がいらっしゃいます。このため、ご発言の際には、発言者が分かるよう、挙手、あるいは、ご発声によりお知らせいただき、司会を進行する者からお名前を呼ばれた後に発言をしていただきますよう、お願いいたします。

また、発言者が分かるよう、ご発言の前にご自身のお名前を名のっていただき、発言内容が分かるよう、ゆっくりお話しください。

発言の中で分からない言葉がございましたら、ご遠慮なくお知らせください。

また、前回に引き続き、主に知的障がいのある方に対する取組といたしまして、3色カードを使用いたします。本日は、原田委員のお手元にお配りしておりますが、青色は、同意します、分かりますという意味です。黄色は、もう少しゆっくり分かりやすく話してくださいという意味です。赤色は、難しい言葉があって分かりません、ストップしてくださいという意味になります。部会の進行に当たりまして、ご配慮いただきますよう、あらかじめよろしくお願いいたします。

なお、本日は、議事録作成のため、有限会社札幌速記事務所の方が参加しております。議事録作成のために録音等をさせていただきますので、あらかじめご了承願います。

事務局からは以上になります。

○事務局（菅野企画調整担当課長） それでは、時間になりましたので、令和8年度第3回札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、また、お盆の週ということで様々お忙しいところかと思いますが、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、札幌市保健福祉局障がい保健福祉部企画調整担当課長の菅野と申します。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議時間は、一応、16時までとご案内しておりますけれども、会議の進行状況によって前後することが予想されます。ご承知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本日出席されている委員の皆様ですが、お配りしている次第の裏面に委員名簿をご用意しております。右のほうに出欠を記載させていただいておりますが、会場参集で9名、オンラインで2名の計11名の方にご出席いただいております。

なお、2番の石橋委員、4番の河内委員からご欠席の連絡をいただいております。

続きまして、事務局の紹介です。

障がい福祉課長の菊田です。

自立支援担当課長の森本です。

その他関係職員が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

◎資料の確認

○事務局（菅野企画調整担当課長） 続きまして、お配りしている資料の確認です。

次第にも書いているのですが、本日は、資料1のさっぽろ障がい者プラン2024改訂版素案を各章に分けて用意しております、第1章から第6章、資料編、補足資料1をお配りしております。

過不足などがございましたらお知らせいただけますよう、よろしくお願いいたします。

本日の会議で、素案のご確認をいただきたいと思っております。計画策定のスケジュールの都合で大変恐縮ではございますが、本日、素案を確認いただきましたら、部会としての大きな方向性としては、一旦の確定をさせていただきたいと考えております。

資料のボリュームも大変大きなものとなっております。我々も細心の注意をしながら修正作業を進めているところですが、誤字脱字や足りない部分などがまだあるかもしれません。そういった微修正も含めましてご確認をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行は、浅香部会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○浅香部会長 それでは、これからの進行を浅香が務めさせていただきます。

暑いですね。私は、年のせいもあって脳波のほうが大分緩くなっていますので、皆様方、お気づきの点があればご指摘していただきたいと思います。

それではまず、会議の進め方について確認をいたします。

冒頭、事務局からのご案内がありましたけれども、発言の際には、発言者、発言内容が分かるよう、なるべくゆっくりお話をしていただきたいと思います。

また、3色カードの使用はもちろんのこと、発言の中で分からない言葉などがありましたら遠慮なくお知らせください。

事務局が終了予定時間は午後4時ぐらいとおっしゃいましたけれども、できれば前後しないで、前に終わらせたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議題1のさっぽろ障がい者プラン2024改訂版素案についてに入りたいと思います。

資料1に基づいて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） それでは、事務局から資料の説明をさせていただきます。

お配りしている（素案）さっぽろ障がい者プラン2024（改訂版）という資料を2枚ぐらいいめくったところに目次がございます。まずは全体の構成ということで、改めてご説明させていただきます。

目次に記載されているとおり、障がい者プランは第1章から第6章までと資料編で構成しております。

このうち、第5章に障がい福祉計画、障がい児福祉計画が記載されておりまして、国の基本方針に従って主に成果目標やサービス量の見込みなどを見直しし、これまでの本部会においてもこちらの章を中心にご確認いただいているところでございます。

この見直しに関連しまして、各章においても一部修正をしているところがございますので、順番にご説明させていただきます。

次のページ、第1章、計画の策定にあたってには、計画策定の趣旨や計画の位置づけ、他計画との関係など、本プランの基本的な情報を記載しております。

このうち、2ページの赤字になっている2の改定の趣旨は、ただいまご説明したとおり、国の基本指針に基づき、成果指標やサービス量の見込みを見直しますということ、また、国における法改正や社会情勢の変化等を踏まえて、関係部分について一部見直しを行うといったような内容を掲載させていただいております。

第1章は以上になります。

続きまして、第2章の札幌市の現状と課題をご覧ください。

第1回部会でもお示ししております障害者手帳所持者数等の情報を記載しております。

16ページに、指定障がい福祉サービス事業所数等を今回お示ししているところでございます。

ページが進みまして、20ページです。

こちらは、3のさっぽろ障がい者プラン2024の成果目標と進捗状況という項目になります。

こちら第1回部会でお示ししました現行プランの成果目標の進捗状況を記載させていただいております。

なお、22ページと23ページに赤字がありますが、こちらに関しては、第1回部会で2024年度の数値をお示ししていたのですが、2025年度の最新の数字が出ましたので、数字を置き換えて赤字で表示させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

第2章については以上になります。

続きまして、第3章の計画の基本的な考え方をご覧ください。

こちらは、本プランの基本理念、基本目標、基本施策、重要課題と施策体系について掲載している章でございます。

6年間のプラン全体に関わる項目ということで、今回の見直しでは、この章の記載には修正を加えておりませんので、中身をご覧くださいご確認くださいと思います。

続きまして、第4章の障がい者施策の推進（障がい者計画等）をご覧ください。

障がい者プランの基本施策は、全部で10施策ありまして、基本施策自体の修正はしていませんが、それぞれの施策に記載されている現状認識と実態調査の結果、そして、基本施策にひもづく取組内容について、前回の部会で修正案をお示ししているところがございます。こちらを改めて全体確認して若干の加除修正をした上で記載している項目になります。

個々の説明は省略させていただきますので、改めて内容のご確認をいただければと思います。

次に、第5章の障がい福祉計画・障がい児福祉計画をご覧ください。

資料を1枚めくっていただいて、118ページになりますが、こちらもこれまでの部会でお知らせしております国の基本指針の基本的理念と基本指針の見直しの主なポイントを改めて整理して掲載させていただいております。

次に、119ページの2の障害福祉サービス等に関する成果目標も、これまでの部会でお示しさせていただいた成果目標とこれにひもづく取組ということで掲載させていただいております。

内容自体は特に赤字にはしていませんのすけれども、そのうち、取組を除いた成果目標に関わる部分を抜粋した補足資料1を配付しております。

補足資料1は、第5章「2 障害福祉サービス等に関する成果目標」にかかる記載内容の変更箇所という資料になります。

直したところを赤字にしておりますので、修正点などはこちらでご確認いただければと思います。

今見ていただいている補足資料の3ページになりますが、成果目標2の福祉施設から一般就労への移行等という項目になります。

こちらの数値については、これまでの部会で検討中とさせていただいていたところになります。このたび、現時点の目標数値としまして、2029年度において移行者数を2024年度の移行実績の1.23倍の799人と数字を設定させていただいております。

数値の算出については、国から出る通知も参考にするのですが、現時点においてまだ出ていないということで、一旦、直近3年間の利用者数を掛け合わせたものになっております。今後、国から通知が届き次第、内容の再確認を行いまして、修正など、必要に応じて委員の皆様にも状況を提供させていただければと思います。

具体的な計算の仕方等は、説明が終わった後、補足で説明させていただきたいと考えております。

補足資料は、一旦おしまいにして、元の第5章の資料にお戻りいただきたいと思います。

第5章の124ページ、成果目標3の障がい児支援の提供体制の整備等という項目がございます。

こちらは、目標として①から④までございますが、125ページに④の強度行動障がいの状態にある児の支援のための体制整備という項目を新規追加しております。

目標達成のために新たにひもづける取組ということで、127ページに、発達障がい者支援体制整備事業を目標に関する取組ということで新たに追加させていただいております。

次に、131ページをご覧ください。

成果目標5の相談支援体制の充実・強化等という項目になります。

こちらは、望まないセルフプランをゼロにするという新規の目標を掲げておりますが、この目標達成にひもづく取組として現在取り組んでいる事業を五つほど設定して掲載させていただいております。

赤字にはしていませんのすけれども、ぶら下がる取組として適切かどうかという視点でご確認いただければと思います。

続きまして、139ページに、障害福祉サービスのサービス量見込みということで掲載させていただいております。

こちら第2回の部会でお示したサービス量見込みを掲載させていただきましたが、前回の部会で調整中とさせていただいた項目も赤字で追加掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

第5章に関しては、以上になります。

続きまして、第6章の計画の推進に向けてをご覧ください。

こちらプラン全体の内容となりますので、今回の見直しで変更はございません。

169ページ以降に、資料編ということで関係する数値等を記載させていただいております。

170ページに、さっぽろ障がい者プラン2024の取組状況ということで、現行プランの六つの成果目標に対する重点取組の2025年度実績を掲載し、赤字にしておりますので、ご確認いただければと思います。

続きまして、172ページです。

こちらに、実態等調査の概要をまとめたものを掲載しております。

第1回部会においても、主に調査項目の内容を抜粋してご説明させていただいたところですが、調査概要として整理した内容を掲載しましたので、ご確認いただければと思います。

そのほか、177ページに審議会の委員名簿、その次の178ページに計画検討部会委員名簿も載せております。

また、179ページのパブリックコメントにつきましては、これから作業を進めまして、年明けの1月頃に実施予定ということで、実施後に内容を記載させていただきたいと考えております。

ざっくりですが、お配りしました資料を説明させていただきました。大変ボリュームが多くて恐縮でございますが、ご確認いただければと思います。

参考までに、今後のプラン改定の流れということで、資料はないのですが、口頭にてご説明させていただきます。

計画検討部会での審議終了後、9月上旬頃にこの会議の親会議となります障がい者施策推進審議会に報告しまして、そのほか、自立支援協議会や精神保健福祉審議会に報告させていただきます。その後、市役所内部の会議を経まして、12月の第4回定例市議会の厚生委員会にも報告させていただく予定になっております。その後、1月頃にパブリックコメントを実施しまして、3月に改めて障がい者施策推進審議会に報告し、確定、公表ということで、3月末頃に公表することを想定させていただいております。

まだ国の通知がなかったり、素案作成後も会議やパブリックコメントでご意見をいただく中で、都度、必要に応じ修正をさせていただくことになるかと思っておりますので、ご了承くださいければと思います。

私の説明は、以上になります。

引き続き、先ほどの数値の考え方を補足説明させていただきます。

○事務局（森本自立支援担当課長） 私から関係部分で重要なところを補足して説明させていただきます。

まず、139ページからの障害福祉サービスのサービス量見込みを補足いたします。

139ページの一番上に赤字で記載しておりますが、国から上限となる数値を示すと事前に連絡のあった対象サービスについて、現時点においても国から通知が来ておりませんので、今後、国の通知を見て必要な場合は変えさせていただきます。

今回、第2回と比べて追加したところは、139ページ以降の表の中で赤字、薄いグレー色で網かけをしているところですが、重要なところは2点です。

1点は、140ページの一番上に就労継続支援B型とあります。そのページの一番下段に児童発達支援、放課後等デイサービスとあります。この二つについては、いわゆる総量規制を入れておりますので、この2027年度から2029年度までの数字の推計については、総量規制をした後の実績6か月分をベースに推計をしております。つまり、新規指定を停止等した後の推移を重視して計算をしております。これが一つ目の補足です。

もう一つは、この140ページの中段に居住系サービスの共同生活援助がありますので、ご覧ください。

これまで、札幌市として示してこなかったのですが、今回、初めて共同生活援助の内訳として、障害支援区分3以下と障害支援区分4以上で数字を作成しております。これまでは、トータルの数字しかありませんでしたが、あえて分けました。

なぜかと申しますと、全国も札幌市も共同生活援助は同じように増えています。ただし、国は、障害支援区分1から障害支援区分6まで、どの区分も同じように増えていっているのに対して、札幌は、軽度者だけが非常に増えています。構成割合でいうと、中度、重度の方の割合が減っていった軽度者だけが増えているというのが札幌と全国を比べたときの大きな違いです。

札幌において調べてみると、軽度者の割合が増えていくのですが、中度、重度の方の割合は年々減っておりまして。このままいくと、ますます減っていくことになります。特に、札幌は、精神科病院と精神病床が他都市よりも非常に多く、精神障がいや疾患のある方の手帳なし、そして、軽度の手帳所持者が増えているという分析をしております。今回、障害支援区分4以上、いわゆる重度訪問介護の対象となる中度以上の方については、少なくとも全国平均と同じぐらいは積極的に受け入れてほしいということで、障害支援区分4以上の数字については、障害支援区分3以下と比べて多く推計をしている、その分、障害支援区分3以下のところは少なくなっている、そういったつくり方をしています。簡単に言うと、障害支援区分4以上の数字を重視して多くつくっているということです。

これを使ってどうするかということですが、134ページをご覧ください。

一番上の取組項目の事業所の質の向上、重点取組というものがあります。

事業所の質の向上の中段、「また」以降が今回新しく加えたところです。

読み上げますが、「また、重度障がいのある方や医療的ケアが必要な方などの受け皿確保が課題となっているサービスにおいては、各サービスの供給状況等に応じた指定を適切に進めます」を加えております。

このプランの重点取組でこのように明記することで、先ほどご説明した140ページの障害支援区分3以下と障害支援区分4以上の数字、推計を使いながら、障害支援区分4以上の方もしっかり受け入れてくれる共同生活援助の事業者を指定していきたいと考えております。

具体的にどのように設計するかは今後検討しますが、事業所を開設するときには、例えば、障害支援区分4以上の方を何名以上、少なくとも全体の何割などと条件を指定して開設するとどうだろうかということを検討しております。そこも、あまり高い数字にしてしまうと、営利法人が全く入ってこなくなるのも困りますので、障害支援区分4以上の人をどれぐらい受け入れたら指定をするのかというのは、引き続き我々も研究していきたいと思っています。

今回ご説明を差し上げるのは、初めて共同生活援助において、障害支援区分3以下と障害支援区分4以上に分けてつくり、この数字を使って意味のある具体的な取組を進めるということを考えておりますので、そこを補足させていただきました。

もう一つ、私から補足をさせていただきます。

121ページをご覧ください。

いわゆる就労系サービスを使った方が一般就労にどれぐらい移行したのかという数字になっています。

こちらについても、国の通知によって、今私たちが見込んでいる就労系サービスの数を見直すときには、当然ここも影響を受けますので、そのときは修正をさせていただきます。

そして、もう一つは、実は、この数字は国が示してきている移行者数よりも今は若干低くなっています。これは第1回部会の資料に入っていたのですが、国が令和6年度実績に対して1.31倍ですが、我々が従前どおりの計算をすると1.23倍になりまして、国よりは低くなり、これまでのプランでも国どおりにはなっていなかったところです。なぜかという、国は、就労継続支援B型を含めた就労系サービス全体で数字をつくってきていますが、札幌のように全国に比して就労継続支援B型が多いと、その分、国の目標値についていくのが非常に難しい実態があります。ただ、本計画検討部会においてこれまでも、プランは単純な推計ではなくて、目指すべきものを含むべきではないかと委員の皆様方からご意見をいただいていたと思いますし、福祉と雇用の連携というのは、今、国も新たに検討会を立ち上げて熱心に議論しておりますので、ここの数字ももう少し精査して、下げることはありませんが、どれぐ

らい上げられるかを検討させていただきたいと思っております。

私からの補足は、以上です。

事務局からの説明は、以上になります。

○浅香部会長 それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、各委員の皆様方からご質問やご意見があればお願いしたいと思います。

○近藤副部会長 幾つかあります。

第5章への意見となるのですが、125ページの四角の中で、「入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、2029年度末までに移行調整に係る協議の場を設置することを目指します」という書き方をされているのですが、ここは、設置すると言い切ることはできないのでしょうか。

ちなみに、①のインクルージョンの推進については、「設置します」と言い切っているのですが、細かいところで申し訳ないですが、この辺をはっきりさせていただけると、目標として具体的に進めていただけるのかなと思いました。もし変更するのであれば、それに付随して、前段の説明も調整が出てくるのかなと思っておりました。

次に、同じく第5章で、変わったところとして数値の説明をいただいたところとは違う箇所ですが、142ページの精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する数値と、ページを進んで159ページの地域生活支援促進事業の中のにも包括に関連する項目の年度ごとの数値にずれがあるのかなと思いながら見ておりました。私が十分に解釈できていないのかもしれませんが、これは、一致するべきものなのか、物が違ってずれているのか、細かいところですが、一回ご確認いただければということで発言させていただきました。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 最初にご質問のありました成果目標3の③は、目指すではなくて、設置しますというような言い切り型のほうがいいのではないかとございます。

確かに、これまで実施できなかったというところで、来年度はより強く打ち出すべきだというご指摘だと思います。状況に合わせて記載内容が変更できるかは検討させていただければと思いますが、そういう趣旨でのご意見だということで受け止めさせていただきますし、取組としてしっかりしていきたいという気持ちは変わりません。

もう一つご質問のありました同じ項目なのに数字が違うのではないかとというご指摘は、確認しまして改めてご説明したいと思いますので、お時間をいただければと思います。

○浅香部会長 それでは、二つ目につきましては、時間をもらって回答していただくこととします。

戦略ビジョンのときに、私も同じことを質問させていただいて、目指しますとありますが、10年間も目指すのですかという話をしたのです。今回は3年間ですが、設置しますと言って設置できなかったら、保健福祉局としても立場上悪いのかもしれないですが、それはそれとして、現状でやる気を出す上で、目指しますよりは設置しますという言葉にさせていただいたほうがいいのかと思います。もしできなければ、今回の改訂ではなくて、次の新たなプランづくりの際にまた意見交換をすればいい話だと思いますので、役所としての立場を捨てて、ここは推進しますという言葉に変えていただいたほうがいいのかと、今、近藤副部会長のお話を聞いて思いました。

もう一つ、細かい話ですが、140ページの真ん中の居住系サービスの共同生活援助の中の利用人数ですが、2028年度は、単純に計算して8,352人ではないかと思います。

○事務局（森本自立支援担当課長） 端数処理で間違えていると思いますので、そこは直させていただきます。

前段の部会長と近藤副部会長におっしゃっていただいた協議の場については、私の所管のところですから、目指しますをやめて、設置しますに変えたいと思います。

○浅香部会長 ほかにいかがでしょうか。

○時崎委員 第5章の124ページ、変更箇所のファイルでいうと5ページの医療的ケア児等への支援は、前回お話ししたとおり、医療的ケア児等のところに「成人期に移行した者や重症心身障がい児者を含む」と分かりやすく記載していただきまして、ありがとうございます。とても分かりやすくなりました。

それで、もう一つ、もし可能だったらお願いしたいと思ったのが第6章の用語集です。

用語集については、ページ番号は素案が整い次第入力ということですが、183ページの89番に、医療的ケア児についての言葉と意味の説明はきちんと記載されています。ここに、もし可能であれば、重症心身障がい者も入れてみてはどうかと思いました。

先日7月24日に国会で成立した医療的ケア児支援法の改正で、日本の法律において重症心身障がい者という名称が初めてその法律に明記、規定されたばかりです。ですから、医療的ケア児等及び重症心身障がい者ということで、もしかしたら、皆さんは説明しなくてもご存じかもしれませんが、私が活動している上では知らない人も結構いらっしゃいます。ですから、今回、初めて法律にこの名称が明記、規定されたということもありますので、もしよかったですらこの医療的ケア児のほかに重症心身障がい者という言葉と意味の説明も用語集に加えてもらえるとありがたいと思いました。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 新しい法律に関わる場所ですから、記載方法もいろいろ慎重に工夫を凝らしてやっていきたいとは思っております。

私の知る限り、国の法律でいう重症心身障がい者は、者という表現をしているのですが、中身を見ると児も含むというところで、者という言い方で統一しているようでございます。その言い方だと分かりづらいというところで、今回のプランの記載においては、障がい児者を含むという言い方で記載をさせていただいているところです。

使うところによって、児が含まれるのか、含まれないのかが分かりづらいと私も感じていたので、分かりやすいように工夫をするという点で検討させていただければと思います。

○浅香部会長 私も、2回目の会議のときに、にも包括とは何ですかと聞いたのです。今回は出ないのですか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） こちらには掲載していないのですが、事業自体の普及啓発という意味では、引き続き皆さんに知っていただくように取り組んでまいりたいと思います。

○浅香部会長 精神障がい関係の専門の皆さんは知っていますと言っていて、私は何ですかと質問したのですが、できるだけ専門の方以外の一般市民の方が見ても分かりやすいような言葉になればいいのかなと感じています。

ほかにいかがでしょうか。

○那須委員 グループホームの数値については、障害支援区分3と障害支援区分4で分けて数字を出してもらって、すごく分かりやすくなって、大変ありがたいなと思います。よろしくお願いいたします。

もう既に、1回目、2回目で説明を受けて終わっているところをまた掘り返してしまうようで申し訳ないのですが、第5章の119ページの成果目標です。

施設入所者の地域生活への移行について、私は、たしか国では5%なのに何でこんなに少ないのですかということで、1回目が終わってから質問をしました。回答の中では、過去のデータを基にして、見込み数値を目標値として採用していますといただいていたのです。それで、次の②の施設入所者数の減少は、札幌市では、国の基本指針に準じて5%と書いてあるのですが、以前の計画では、たしか5.8%か9%の数字で、今年度、その数字は達成できますと説明されていたので、それを考えると、何でこっちは国の基準で、その成果目標というか、数値がきちんと出ているのに、そこを基にしていないのか、何かすごく気持ちの悪いものが残ったので、そちらについて説明をお願いしたいと思います。

○浅香部会長 片や下回る数字で片や上回る数字ですから、もっと上回った数字にしてもいいのではないかとということですよね。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 申し訳ありませんが、細かい数字の検証は、私も記憶が定かではないです。現状、実績を踏まえて、達成できる数値ということで設定させていただいたかと思います。

完全に目標をクリアできる低い数字にしているので、高い数値にというような趣旨かと思いますが、個々の状況を見るとそうかもしれないのですが、設定の考え方としては、あくまでもそういったものも踏まえて現実的にどのように推移していくかで設定させていただいていると認識しております。

細かい数字は、改めて確認をさせていただきますが、考え方としてはそのような形で設定さ

せていただいているところです。

○浅香部会長 ①は、現実の数に近いパーセンテージで数字を挙げていながら、②では、国の基本の数字を引用しており、逆に、②は、3年前は5.8%で、確実に成し遂げられるものだから、せめて5.4%など、国より高い数字を求めてもいいのではないかという話なのだろうと思うのです。ですから、近々の実績数を調べていただいて、達成が到底難しいという話だとまた別かもしれないですが、5.1%でも、5.2%でも、5.3%でも、5.4%でも、できるのであれば、札幌市は国より高い数字になっていますということを示せば、札幌市もよくやっていると……

○那須委員 第2章の20ページの②の施設入所者数の減少ですが、目標値が5.9%で、実績値が2025年度末で104人ですよね。たしか、最初の説明で、5.4%まで行っているけれども、進捗は92%だから、あと1年あるので、その間にこの数値についてはちゃんと目標到達できる予定ですとおっしゃっていたことは私も覚えているのです。ですから、多分、3年間で5.9%という数字は達成できるのであるかと思っていただけたけれども、それが新しい計画になったときに、3年で5%、それも、国に準じると書いてあるから、もし根本的にどうしても減るような要素があるのであれば、そこを説明していただきたいと思います。

この数字が出てきたときに気づけばよかったのですけれども、今になってあれっと思ったのです。

○事務局（布施事業計画担当係長） 現行の計画プランですと、国の数値が5.9%で、今回の国の基本指針だと5%ということで、下げて指針が示されているところでありまして、今回はそれに準じる形で札幌市の成果目標も設定させていただいたという状況でございます。

○事務局（森本自立支援担当課長） 地域移行を進めて、入所者数なども減少し、移行できる方々がかなり移行し、施設に残っている方が高齢化、重度化していることも踏まえて、国の指針上の目標値も5.9%から5%に減少させてきているのであらうと理解しています。

○那須委員 国も5%ですね。

○事務局（森本自立支援担当課長） 失礼しました。

5%だったのに、現行プランでは5.9%で目標値を設定していたということですね。

○那須委員 前回、国も5%だったけれども、札幌市はそれ以上だったということですか。

○事務局（森本自立支援担当課長） そのあたりは、もう一度確認して、メール等でお知らせしたいと思います。

○浅香部会長 ほかにいかがでしょうか。

○平方委員 まず、成果目標2ですが、先ほど森本課長から福祉施設から一般就労への移行等というところで丁寧にご説明をいただきまして、ありがとうございました。

その話は大体分かったのですが、国から示されているのが1.31倍で、札幌市では1.23倍と設定しているのは、就労継続支援A型と就労継続支援B型と就労移行支援事業も合わせた上でという認識で間違いないのかなと思っております。

細かいところでいいますと、就労移行支援事業所が1.16倍ですが、数値としては、国が示す基準が1.14倍でした。すごく高めの設定をしていただいたことに対して、本当に感謝しております。

あとは、母数にもよると思うのですが、就労継続支援A型と就労継続支援B型は、数値が少し下がっているのかなという印象ではあるのですが、これも国から示されている数値によっても変わってくる、下がることはないというご説明をいただきましたので、どうもありがとうございます。

もう一点ありまして、第5章の障がい福祉計画・障がい児福祉計画の（6）の成果目標6の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の134ページの一番上に事業所の質の向上、重点取組という項目があります。重箱の隅をつつくような質問になってしまうかもしれないのですが、その文章の「（条件付け指定・いわゆる総量規制等）を適切に運用・推進することで、地域の実情に即した質の高いサービス提供体制の確保に努めます」は、現時点で具体的にどういったことを考えていらっしゃるのか、お聞かせいただけますと幸いです。

○事務局（森本自立支援担当課長） 就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービ

スについては、いわゆる総量規制や選定制度を進めておりまして、これは、引き続き必要な限り続けていくことを考えております。今回、国が新たに共同生活援助についても総量規制の対象サービスに加えておりまして、そこを想定して書き込んだところです。

さらに、今回、共同生活援助についても、重点取組の前段部分をつくった後にさらに検討を進め、今回、障害支援区分3以下、障害支援区分4以上で分けて、制度設計としては、先ほど申し上げたとおり、重い方をしっかり受け入れるような指定をしていくときに、法制的見地から、訴訟リスクなども踏まえ後段の「また」以下を新たに加えました。就労継続支援B型や児通所、そして、共同生活援助に対する指定の在り方を具体的には念頭に置いております。

○浅香部会長 ほかにいかがでしょうか。

○原田委員 さっぽろ障がい者プランの中に難しい漢字がいっぱいあって、振り仮名は振ってあるのですけれども、振っていても、知的障がいがあるので、読んでもその意味がよく分からないです。もしさっぽろ障がい者プランにこれが全部載っていて、当事者の人が読んで、これは何の意味ですかと言われたときに、それを自分が説明できるかといったら難しいことがあるので、難しい漢字のところを分かりやすくしてほしいです。もしできない場合は、第6章の181ページの中で、今、私が難しい漢字があるとお話ししたところを分かりやすく説明してほしいと思います。

振り仮名が振ってある難しい漢字を読み上げます。

「随所、養う（培う）、享受、享有、恵沢、浸透、蓄積、迅速、既存、優遇、恒常的、語彙、IT、媒体、起因、遵守、需給、外形上、罹患、顕在化、疲弊、進捗、処遇改善、随時、喚起」の分かりやすい説明を書いてほしいです。

○事務局（菅野企画調整担当課長） ご意見ありがとうございます。

分かりづらい箇所があるということで、先ほどもお話ししたとおり、できるだけ分かりやすくするように努めたいと思います。

どこまで載せるか、全部載せられるかどうかということも事務作業上の問題もあるのですが、なるべく今お話のあったような内容を中心に分かりやすく説明できればと考えております。また、プランをつくるときに、分かりやすい版ということで、抜粋したものになりますが、要点が分かるものを用意させていただいております。

特に、こういったものに関しては、より分かりやすい内容になるよう、皆様のお話を聞きながら作成できればと考えております。

○浅香部会長 原田委員、どこまで載せてもらえるか分からないけれども、分からない単語などを拾い上げて、後日、課長に提出してみてください。せっかく第6章のお尻にこういう説明文があるわけだし、1ページ、2ページ増えても大して変わらないから、できるだけ分かりやすいものにしてもらいましょう。原田委員は会議に出たり勉強したりして分かっているけれども、一般の知的障がいの方々は、なかなか分かりにくいですよというような単語を教えてあげてください。

障がい福祉課、よろしいですか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 例えば、紙ベースだとなかなか更新できないので、デジタルも含めて、そういうものを蓄積できるような工夫はしていきたいと思います。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香部会長 それでは、今回の会議で一番重要なテーマについて、発言していただいた方は除きながら、皆様方のお声を聞かせていただきたいと思います。

まず、オンラインで出席の難病連の鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 細かいのですけれども、第2章の15ページに、特定医療費（指定難病）受給者証所持者の状況とありまして、2022年度から2025年度のグラフが出ています。そのグラフの振り仮名ですが、人を「ひと」と書いてあるのですけれども、「にん」ではないかというのの一つです。

あとは、先ほど来、出ております第6章の用語集ですけれども、冊子、あるいは、ホームページ上で、新しい言葉がどんどん出てきたりしていますので、できる限り説明を加えて分かりやすくしていただくのがよいかなと私も思っております。

ざっと見たところでは、例えば、これまでの冊子にも出ていましたDX、リスキリングといったアルファベットや片仮名の用語は、国でもいろいろ使っていますが、こういった意味だったかというところもあるかと思うので、載せていただき、説明を加えていただければと思います。

もう一つは、いろいろ議論にもなっていますセルフプランがどういうものか、改めて用語集の中に出していただくと、今これが議論になっているのだなと分かるのではないかと思います。

用語集の中にディスカッションという言葉も入っているのですが、ディスカッションは、日頃から使う場面も多いので、これは外してもいいのではないかと思います。

○浅香部会長 原田委員のご意見にプラスしたようなご意見をいただきました。

私の年代でDXといったらデラックスで、高級な車のイメージしかないので、ぜひ載せていただきたいと思います。知的障がいの方、私のような70歳以上の方は、本当に分からないです。

次に、石山委員、お願いします。

○石山委員 私は、地域活動支援センターを二つ運営してまして、数年前までは、就労継続支援B型に移行しろと随分と言われたのですが、このたび、いろいろ事情があったとお聞きしていますが、認定がなかなか許可されないということで、やっと就労継続支援B型に移行しろと言われなくなるのかなとほっとしました。

○浅香部会長 それでは、次に、高杉委員、お願いします。

○高杉委員 1点、これは単なる私の邪推かもしれませんが、第5章の資料の140ページの居住系サービスのところです。

先ほども触れられた方がいらっしゃいましたが、障害支援区分3以下、障害支援区分4以上に分かれたということで、これは、見方としては、やはり重度の障がいのある方の受入先が増える目安になるので、非常にいいデータになってくるのかなと思うのです。

一方で、全国平均から見えていくと、札幌市は軽度の方が多い、つまりは重度の方が少ないという見方になっているということですけれども、その背景にあるものとして、障害支援区分3以下、障害支援区分4以上は、障がい福祉サービスの区分になっていますね。ここからは私の邪推かもしれませんが、もしかすると、この区分認定の基準が全国標準化されているのかなというところが一つあるのです。

というのは、私は障がい福祉サービスも運営させていただいているのですが、同じ北海道の中の話で、ある自治体で障害支援区分3がついていた方がいたのです。それで、札幌市の障がい福祉サービスを利用することで、住所を移して新たに区分認定を受けましたところ、区分なしという判断だったのです。

それから、私の娘も障がい者で、身体にも障がいがあるのですが、もともとは東京都に在住でしたが、やはり札幌にきたことで障害支援区分が下がり、障害者手帳の区分も下がりました。

ですから、これは私の感覚的なところですが、傾向として、もしかしたら、札幌市は区分認定が軽めにつくのかなと思ったのです。こういったことが1件や2件ではないので、もしかすると、そういったこともここに含まれているのかなという見方をしてしまったのです。

これは、障がい福祉課の方にお聞きしてもなかなか分からない部分ではあると思うのですが、区分認定の基準が標準化されているのかどうかというところの見方を考えると、果たして全国的な平均値というのが本質的な数字なのかという感じで私は捉えていました。

それから、もう一点です。これも、この計画に直接関係のないところですから、もし時間が余ればお聞きしたかったのですが、第4章の資料の102ページの赤字のところに、発達障がい者支援体制整備事業とありまして、赤字の上から3行目に、「ペアレントメンター等の活用による家族支援」と「家族支援」という言葉が入っていて、札家連という立場で見ますと、非常に希望の持てる言葉になっていたのです。

ご存じの方もいらっしゃるかと思いますけれども、熊本県で、障がい福祉サービスにおいて、ファミリープランというものが導入されています。今期に関しては、実験的な取組ということで行われていますけれども、本来、当事者支援が行われる障がい福祉サービスに対して、

特に、精神疾患の方の場合、発病の要因に家族との関係が非常に強固だということで、熊本県が独自に家族支援を行うことを実験的に取り組んでいるのです。

実は、この間、札幌市の中でも話題に上がりまして、札幌市も行く行くはこういった取組があるのですかと聞かれまして、私に聞かれても分からないのですけれども、そういった話になったのです。熊本県の取組はもちろんご存じだと思うのですが、将来的に可能性はあるのかどうか、もし今の段階で分かればお教えいただきたいです。

○事務局（森本自立支援担当課長） 私から、共同生活援助の障害支援区分が標準化されているのか問題ですが、障害支援区分に係る認定調査員のマニュアルや研修というのは、皆様もご存じのとおり、国が定めております。私自身、昨年度から国の研究事業の有識者としてこの障害支援区分の認定調査に関わっておりまして、データ上、札幌市は、他の自治体、都道府県政令市と比べて、特異なものは全くなくて、標準的な数字になっています。個別の事案、事例によっては、人が調査するものですから、もしかしたら若干のばらつきはあり得るのかなと思いますが、データ上は、札幌市においても標準的に障害支援区分の認定はされていると認識しております。

ただ、ご指摘のところで、私のほうで参考になったのは、障害支援区分だけで行うことは是非はあるのかなと思います。危惧しているのは、区分を変更申請して、重くつけてもらえばいいだろうとなると、我々の政策目的と全くたがえてしまうことになるので、例えば、障害支援区分だけではなくて、手帳やほかの標準化されている何らかの指標等を用いて制度設計を検討したほうがいいのかなと、お話をお伺いして感じております。

今のお話は参考にさせていただいて、障害支援区分の認定調査のばらつきが出ないように、私たちが制度所管として、区を含めて注意深く、場合によっては、区にもしっかりと情報提供等をしていきたいと思います。

○浅香部会長 続きまして、高張委員、お願いします。

○高張委員 131ページの成果目標5の相談支援体制の充実・強化等です。

「2029年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを目指します」と書かれていて、そのために障がい福祉サービス利用者における現状把握・分析等を行いながら、望まないセルフプランの解消に向けた相談支援体制を確保する必要があるとされているのですけれども、現場で対象者の方のサポートをしていると、セルフプラン以外にどのような方法があるのか、よく分からないという方も多くいらっしゃることを実感しております。

また、対応する相談支援事業所を見つけて、そこからつながっていくこともなかなか難しいという話も日常的にこちらのほうにも入ってきております。

ということは、セルフプラン、また、計画相談を周知していくところに関する問題や、それに対応していける相談支援体制の整備の問題など、複合的にいろいろな課題があって、多角的に検討を進めていく必要があるのかなと思います。

また、セルフプランを利用するという方でも、セルフプラン以外をよく知らない、よく分からないためセルフプラン以外は特に望んでいないという方も多くいるのではないかと考えております。

ですから、望まないセルフプランの件数をゼロにとなっているのですけれども、あえてセルフプランを望む人以外は計画相談支援を受けられる状況を目指す解釈すると、解決は簡単なことではないのかなと考えておりまして、このあたりは、相談支援部会の中でもしっかりと考えていかなければいけないと思っています。

取組概要としていろいろ示してくださっているのですけれども、周知や相談支援体制を整備していくところで特に重視されているビジョンというか、札幌市で考えていらっしゃることを改めてお聞かせいただくとありがたいと思いました。

○事務局（菅野企画調整担当課長） セルフプランをゼロにすることがなかなか難しいということは、周知という問題だけではなくて、それに対応するための体制整備が共に進んでいかなければ解決しない問題というところで、本当におっしゃったとおり、複合的な要素が関係してきていると思います。

ですから、この点につきましては、自立支援協議会を通して、こういったところが問題なのか、課題解決に向けての取組など、これまでも議論していただいていますけれども、引き続き

議論をしながら、解決に向けた方策を考えていく必要があるというところで、課題として受け止めております。引き続き解決に向けたご協力といたしますか、ご尽力をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○浅香部会長 最後に、長田委員、お願いします。

○長田委員 発達障がいに関して、102ページのほか、新たに第5章の127ページにも掲載していただきまして、ペアレントメンターの事業を札幌市から委託を受けている立場として、ありがとうございます。

もう一つ、就労に関してのお願いですが、就労支援は、徐々に、年数を重ねるごとにいろいろな支援が進んできたと思います。ただ、一般就労に関しては、今のところ最終的には定着支援なのかなと思うのです。前回も申し上げましたし、課長もおっしゃっていましたが、定着支援が3年間というのは短いのではないのでしょうか。生涯にわたっての支援という観点から言うと、3年で打ち切りというのは本当に短い、そして、3年でやっと定着した段階で、さらに就労現場でキャリアアップなど、いろいろなことが進められていいのではないかということ、それとともに、やはり支援が継続されていくべきではないかと考えますが、国の考えと札幌市の考えというのは今後どのようにしていくのかなと願っているところです。

○浅香部会長 要望も込めてだと思うのですけれども、何かありますか。

○事務局（森本自立支援担当課長） ご指摘をいただいたとおりで、3年で終わってしまうことで本当に足りるのかというところや、一般就労移行後6か月間は使えないという問題もあります。そこは、就労移行支援の方々の配慮というか、努力になっているので、札幌市としても、障がいのある方の個々のニーズに合わせてきめ細やかに支援すべきだと考えております。

こちらについては、国の制度設計、報酬体系が一番大きなところですから、我々としても機会を捉えて大都市として歩調を合わせて要望していくとともに、まずは令和9年度報酬改定の状況を注視していきたいと思っております。考え方はおっしゃられたところと同じで、あとはそれをどうしていくかということで、現時点では、まず国の報酬改定を見ていくという形かなと思います。

○浅香部会長 近藤副会長、よろしくお願いいたします。

○近藤副会長 最後の会ということもあるので、改めて意見を述べさせていただければと思います。

セルフプランは、先ほどからご意見もありましたけれども、具体的にどのように見える化していくのかがかなり重要になっていくと思います。区ごとのセルフプラン率といったことも見える化がされてきているようなお話も聞いておりますので、望まないセルフプランかどうかの線引きが出てくると思いますけれども、そういったところを確認していくといいのかなと思いました。

あとは、事業者によってプランを立てたけれども、望まないプランが立てられているという可能性もあると思いますので、こういった部分では、見える化とうまく合わせて質の向上と関連させたような取組ができればいいのかなと思ったりしました。

数値をいろいろ出していただいておりますので、改めて確認をしていただければと思います。

実際の支給見込みと併せて実利用数や利用人数なども分かると、より詳細な設定につながっていくのかなとも思いましたので、今後の数値を見るのは難しいのかもしれないですが、そういったところなどもできればいいのかなと思いつつ、皆さんのお話を聞いておりました。

加えて、成果目標のところでも、いろいろなご意見が改めてあったかと思うのですけれども、やはり国の指針に準ずるものからずれたときに、何でずれた考え方で進めていくのかは、丁寧な説明の記載があると読み手にとって分かりやすいのかもしれないとは思いました。もちろん、現行からこのようにしていますと説明があったのですが、それは、国の指針からはずれていますよね、そこはどういう理由なのかが分かりやすい説明になっていると、もしかすると疑義が出にくいのかなと思いましたが、発言に加えさせていただきます。

プランそのものからはずれてしまうかもしれないのですが、先ほどの資料で、現行の調査の概要も載っていたかと思います。やはり、この調査も基本的に3割程度の回収率になっ

ていると思いますので、今後は何とかもう少し回収率を増やしていけたらと思います。地域の声というか、札幌市内の方々の声を酌み取れる取組については、もっと回収率を上げていけるように何かしら考えながらプランのほうに重ねていけるといいのかなと思いましたので、併せて発言させていただきます。

最後に、全体的に、プランですから、ここの概要というか、入り口のところをたくさんつくられていると思いますが、やはりそれを達成する具体的な道筋や中身をどのように捉えていくのかもかなり重要になってくるかと思います。プランとしてこういう目的ができました、目標ができました、そこに向かって、具体的な道筋、どういう順序で重ねていくとここが達成できるのかというところは、改めて皆さんと考えて進めていく、見えるようになっていくことが大事かなと思いました。

いろいろと意見を言ってしまいましたが、ひとまずは以上とさせていただきます。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 先ほど、近藤副部長からご質問のありました数字の関係の確認ができましたので、回答させていただきます。

○事務局（布施事業計画担当係長） 近藤副部長から、冒頭にご質問のありました第5章の142ページの表の一番下、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の下、精神障がいのある方の障がい福祉サービス種別ごとの利用者数ですけれども、この142ページと同じ項目が159ページの上段にもございますが、数字が食い違っているのではないかとご指摘がございました。

こちらは、今確認しましたところ、159ページの記載は再掲とさせていただいているのですけれども、こちらの数値が現行のプランに記載されている数値のままになっていまして、更新されておりませんでした。

142ページの記載が正しいので、訂正させていただきたいと思います。

○近藤副部長 開始前に確認させてもらったのですけれども、資料の18ページの共同生活援助の数値ですが、先ほど見ていたら140ページにも定員数という表記がありますので、ここも確認できていたらお願いいたします。

○事務局（布施事業計画担当係長） 共同生活援助の定員数に関しては、今、お配りしている資料の第2章の18ページで、定員数が大体1,100人から1,300人ぐらいで推移するような数字で設定しているのですが、これが現行のプランの同じ数字を見ますと、大体4,000人から5,000人ぐらいで推移しているので、かなり数字に食い違いが出ております。

これについては、正しい数値を確認しまして、後日、皆様にお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○浅香部会長 これまでのお話の中で、同じ内容で数字の違うところも多々あるようですので、整合を取っていただいて、合っていましたなど、各委員の方に徹底をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本来ですと、ここで2のその他に行くところですが、中身的には関連しておりますので、第1回目の会議、第2回目の会議、また、本日の会議と、これまでの議論、お話の中で言い足りなかったこと、もう少し言いたいこと、言い忘れたことなどがあればお聞きしたいと思います。

今言わないと、3年後までありません。3年後に文句を言っても駄目ですよ。

行政として、できる、できないということは別に、やはり言うべき意見はきちんとお伝えしないと3年後にも生かされないと思いますので、無理を承知のことであろうかと思っておりますけれども、何かございませんか。

○那須委員 第5章の計画の見込みの最後の部分、155ページから地域生活支援事業等のサービス見込みが並んでいるのですけれども、ほかのサービスは確実に伸びていてどんどん増えているのですが、この分野については、数字が横並びだったり、減っているものも結構あるのです。

札幌市独自の事業ですから、予算がないということは重々承知なのですが、例えば、地域生活支援センターというのは、私たちの中では、一般就労している方よりどころとして相談しやすい場所として認識しているのですが、そういうところがすごく減っていたり、実は、日中一時支援事業も、資料だけ読んでしまえば、18歳以上になっても親が夕方働くと

きに使えるのではないかと思える事業ですけれども、この部分もやはり減っていて、使っているのも児童が多くて者は使っていないという話も聞いています。この辺の数字がもう少し伸びてくると、皆さんが18歳の壁と言っているところもよくなってくるのかなと常々思っているので、そこをお願いしたいと思います。

○浅香部会長 今回の話は、どこの数字のことを言ったのですか。

○那須委員 155ページからです。

例えば、日中一時支援事業は、157ページの真ん中の辺りです。

地域活動支援センターは、156ページの上です。

今回、この資料をいただいたので、2027年度から2029年度の数字と、前回の2024年度から2026年度までの数字を見比べてみたら、例えば、地域活動支援センターは、以前は38か所あったものが21か所になっていたり、日中一時支援事業も612人という数字が591人に減っていて、その減った数字がそのまま3年間載っているのも、もう少し増えたらうれしいなと思ってお話ししました。

○浅香部会長 減らした理由は分かりますか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 統括した話になりますけれども、前回は期待値というところでどこまで載せるかという議論をさせていただいたところかと思いますが、我々としても、現状を見据えた数字ということで置かせていただいている部分もございます。もちろん、お気持ちとして、こうすべきだという期待も込めた数字の設定という考え方もありますけれども、一旦、現状を見据えて、それを分析した上で成果目標の達成に向けて進んでいくところはあると思います。

現実と離れた数字の設定がなかなか難しい現状にはありますけれども、ご意見としてごもっともだと考える部分もございますので、引き続き、事業、取組自体は充実できるように一つの事業は着実に進めていけるように取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○浅香部会長 156ページの一番頭の地域活動支援センターの箇所数は、那須委員が三十幾つとおっしゃっていたけれども、実際にやってみたら21か所程度だったということですか。目標値が三十幾つだったということですか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） これは、例年、団体に申請していただく形にはなりますが、状況としましては、高齢化が進んでいたり、人材不足などといった理由もあって、減少傾向でございます。

○浅香部会長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

○長田委員 高次脳機能障害者支援法が今年度施行と書かれていますが、どの程度まで進んでいるのでしょうか。症状としては、発達障がいと重なっている部分がとても多いので、高次脳機能障がい者への支援というのは、センターの設置箇所数2か所、来年度となってますけれども、今どの程度まで進んでいるのかをお聞きしたいです。

○事務局（菊田障がい福祉課長） 私が所管しております事務ですから、進捗状況等をご説明させていただきます。

札幌市内というか、北海道内で高次脳機能障がいの支援に関わっている機関は、北海道大学病院のリハビリのところと、道立のこころのリカバリー総合支援センターという施設で相談などを一部持っているのと、昔からあるNPO法人コロポックルさっぽろと、そこから分かれたNPO法人Re～らぶという4団体があります。その方々と情報交換なども何回かやっておりまして、この法律ができてどんなことを期待していますかというヒアリングをしたり、それを受けてどうするのかを説明している段階です。それを踏まえて、予算がなければ何もできませんので、団体側とお話しした意見を基に予算要求をするということを今やっているところでございます。目に見えて何かが進んでいるのかというと、そんなに進んでいません。まだ一生懸命検討している段階でございます。

○浅香部会長 ほかにいかがでしょうか。

○近藤副部会長 まず、自立支援協議会の立場からというところで、協議会でもいろいろと検討をさせていただいて、こちらに意見を上げさせていただきました。それと重なるようなところ

ろもたくさんあって、同じような方向で考えていけているなと捉えております。

また、課題としては、全国的に難しいところも幾つもあるのかなと思いますけれども、やはり皆さんといろいろと一緒に考えていきながら取組を進めていければと思っています。また、市から改めて協議会として取組が必要な部分もお話ししていただいたりしながら、一緒に進んでいけるといいなと考えております。協議会の中にも区地域部会や専門部会がありますので、そういった人たちもうまく巻き込むという言い方がいいのか、一緒に動ける体制をつくりながら、この障がい者プランにつながっていくような取組、または、課題を解決していくような取組ができればいいなと改めて思いました。そういったところに参加している委員の皆さんを含めてご理解いただきながら、協力体制をより強固にして進めていければいいなと思います。

また、地域の課題は協議会で吸い上げて札幌市と共有しながら取組ができるようにとも考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

○高張委員 にも包括に関連して、にも包括や精神科の地域移行、地域定着は、精神科現場との共有がなかなか難しく、精神科現場におられる方からも、にも包括がいまいち理解できていないというか、十分に浸透していなかったり、地域移行に関しても、これだけワードとしてすごく広く知られるものになっているにもかかわらず、実際、地域移行とはどんな支援が行われているのかが分からないという声が出ているという現状があると聞いております。

ですから、施策を進めていく上で、精神保健福祉の現場において、具体的な目標設定などを札幌市からもお示ししていただく中で、何をどのようにしたらいいのかを少しでもイメージできるようにしていくといいのかな、それがなくなかなか難しいところもあるのかなと考えております。ですから、施策の中に含めていただいて、現場の動きや意識などに反映させていくことができれば、また少し状況が進んでいくのかなという期待感もあったりするので、相談支援部会として何ができるのか、私たちも検討していかなければいけないと思います。

そして、精神科長期入院から退院して、地域移行の中に加わって支援を受けていただく、サポートを受けていくほかに、厚労省も提示しているように、逆に、地域包括ケアシステムの中になかなか入っていくことができない方も地域にはかなり多く潜在しているという実情です。というのは、やはり、病気、精神疾患を持っているがために、なかなか病識を持つことができなかったり、それは精神科の未受診や治療中断という形で現れたりするのですけれども、自分は精神疾患があつてつらい思いをしているから精神科に行かなければいけないという思いにつなげていくことがなかなか困難な方が実際には数多くいらっしゃると思います。そういう方々をいかに必要な支援につなげていくか、必要な医療につなげていくかに関しては、やはり、にも包括の中でもしっかり提示していただいて、精神科の現場の方も、本人も、しっかり意識していただくというか、意識が高まるような施策があるといいのかなと思いましたので、意見させていただきました。

○浅香部会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○浅香部会長 1回目、2回目、そして、本日を通して、本当にこの会議は活気のある会議で、皆さんには率先してすごく発言していただき、かつ、私自身も大変勉強をさせられる会議になりました。

本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。

本当に拙い座長の下、円滑な議事進行にご協力をいただきまして、心よりお礼を申し上げます。

本当にありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局(菅野企画調整担当課長) 浅香部会長、ありがとうございました。

また、委員の皆様、6月の第1回部会から本日の第3回部会まで、ご多忙の中をご参加いた

だきまして、誠にありがとうございます。

熱心なご議論をいただきました。その内容も踏まえまして、我々としても、よりよい暮らしづくりができるように取り組んでまいりたいと考えております。

本日、微調整といいますか、ご報告しなければいけない案件等がございますので、そちらに関しては、メール等でまた事務局からご連絡を差し上げたいと考えております。

本日もいろいろご意見をいただきましたが、大きな修正が必要で、改めての書面会議というところまでは不要という判断をさせていただきたいと思います。ご了承いただければ、これ以降の修正等は、ご連絡があれば事務連絡という形で委員の皆様にお知らせさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

繰り返しになりますが、今後のスケジュールとしましては、関係機関等の報告、パブリックコメントの実施を経て、年度末の作成に向けて引き続き作業を進めていきたいと考えております。

これまでの議論を踏まえ、よりよいさっぽろ障がい者プラン2024を完成させてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

部会として、今回の会議で終了とさせていただきます。

引き続き、お気づきの点などがあれば、お知らせいただければ修正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、令和8年度第3回札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会を終了させていただきます。

お忙しいところ、お付き合いいただきまして、ありがとうございました。

以 上